

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年5月28日
【会社名】	株式会社御園座
【英訳名】	Misonoza Theatrical Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 栄 胤
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052) 222-8201
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052) 222-8201
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,100,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年3月13日 (水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月18日に提出した有価証券届出書（平成25年4月26日及び同年5月15日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項につきまして、平成25年5月28日開催の取締役会において、平成25年6月28日開催予定の平成25年3月期に係る当社定時株主総会に提出する議案を決定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
- 4 新規発行による手取金の使途

募集に関する特別記載事項

- 1 事業再生ADR手続について

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出について

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。なお、「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて」においては、<訂正前>と<訂正後>の記載を比較するため、有価証券報告書（第122期）及び四半期報告書（第123期第3四半期）に記載された「事業等のリスク」からの変更及び追加箇所に付された下線は表示しておりません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	30,000,000株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注)1. 当社は、平成25年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、その後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。なお、当社は、平成25年3月18日開催の当社取締役会において、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案を上記定時株主総会に上程すること及び本件第三者割当に係る募集事項の一部を決定しております。本件第三者割当は、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認

証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)が成立すること、並びに上記定時総会において発行可能株式総数に係る定款変更のほか本件第三者割当に関する募集株式の数の上限及び払込金額(発行価額)の下限が承認されることが条件となります。なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容に含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。

(後略)

<訂正後>

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注)1. 当社は、平成25年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当(以下「本件第三者割当」といいます。)に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、その後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。当社は、平成25年3月18日及び平成25年5月28日開催の当社取締役会において、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案(以下「本件株主総会議案」といいます。)を上記定時株主総会に上程すること及び本件第三者割当に係る募集事項の一部を決定しております。本件第三者割当は、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)が成立すること、並びに上記定時総会において発行可能株式総数に係る定款変更のほか本件第三者割当に関する募集株式の数の上限及び払込金額(発行価額)の下限が承認されることが条件となります。なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容に含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。

(後略)

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

<訂正前>

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	30,000,000株	4,500,000,000	2,250,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	30,000,000株	4,500,000,000	2,250,000,000

(後略)

<訂正後>

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	34,000,000株	5,100,000,000	2,550,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	34,000,000株	5,100,000,000	2,550,000,000

(後略)

(2) 【募集の条件】

<訂正前>

(前 略)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い7月中旬に決定いたします。
 3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い7月中旬に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、本件株主総会議案で提案する払込金額の下限を100円とすることを決議しています。
 3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(後 略)

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,500,000,000	15,000,000	4,485,000,000

(後 略)

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,100,000,000	15,000,000	5,085,000,000

(後 略)

(2) 【手取金の使途】

<訂正前>

上記差引手取概算額44億8,500万円は、前記「1 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額に基づく差引手取概算額であり、実際の差引手取概算額は、実際の払込金額の総額から発行諸費用の概算額を控除した金額となります。このため、実際の差引手取概算額の上限は33億8,500万円が目処となります。かかる実際の差引手取概算額については、後記「募集に関する特別記載事項 1 事業再生ADR手続について」に記載の積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）の開発する劇場併設型分譲マンションのうち劇場部分に係る区分所有権及び舞台設備等の取得資金に、平成30年7月頃に充当する予定です。なお、当該取得資金の総額は約60億円であり、本件第三者割当以外では、融資を受けることにより調達を行うほか、御園座会館の売却代金の残額を充当する予定です。

(中 略)

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開発された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であると考える一方、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております。

これら2つの観点から、当社は、現時点において本件第三者割当を実施することを決定いたしました。

なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。さらに、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経て、平成25年5月15日付で1年間の猶予期間の延長が認められました。

<訂正後>

上記差引手取概算額50億8,500万円は、前記「1 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額に基づく差引手取概算額であり、実際の差引手取概算額は、実際の払込金額の総額から発行諸費用の概算額を控除した金額となります。このため、実際の差引手取概算額の上限は33億8,500万円が目処となります。かかる実際の差引手取概算額については、後記「募集に関する特別記載事項 1 事業再生ADR手続について」に記載の積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」といいます。)の開発する劇場併設型分譲マンションのうち劇場部分に係る区分所有権及び舞台設備等の取得資金に、平成30年7月頃に充当する予定です。なお、当該取得資金の総額は約60億円であり、本件第三者割当以外では、融資を受けることにより調達を行うほか、御園座会館の売却代金の残額を充当する予定です。

(中略)

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開発された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であると考える一方、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識し、これら2つの観点から、当社は、現時点において本件第三者割当を実施することを決定いたしました。

なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。さらに、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経て、平成25年5月15日付で1年間の猶予期間の延長が認められました。

【募集に関する特別記載事項】

1 事業再生ADR手続について

<訂正前>

(前略)

また、事業再生計画には、平成26年3月末までの債務超過の解消を目的とする資本増強策として、本件第三者割当が記載されております。しかしながら、本件第三者割当の引受けの依頼先として当社が想定しているのは、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みであることを踏まえ、当社は想定される割当予定先との間の交渉を有価証券届出書の提出後に行うこととしており、有価証券届出書の提出時点において、割当予定先及び発行条件はいずれも未定です。今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先の一部については早ければ平成25年5月頃に決定する可能性があります。が、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれるため、割当予定先及び発行条件の最終的な決定については平成25年7月中旬を予定しております。

事業再生ADR手続において当社の事業再生計画が承認されず、事業再生ADR手続が成立しなかった場合には、上場廃止に係る猶予期間が満了し当社普通株式の上場は廃止されます。このため、本件第三者割当は、事業再生ADR手続が成立することをその条件の一つとしておりましたが、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。ため、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経て、平成25年5月15日付で1年間の猶予期間の延長が認められました。

なお、割当予定先が未定であることから、今後、割当予定先の引受額の合計が当社の想定に対して著しく不足する可能性がないとはいえ、かかる場合には、事業再生計画の達成に重大な影響を及ぼす可能性があり、さらには本件第三者割当の延期又は中止を余儀なくされる可能性があります。本件第三者割当の延期又は中止の場合には、平成26年3月末において債務超過を解消できず、当社普通株式が上場廃止となる可能性があります。他方、本件第三者割当に係る払込が完了し、平成26年3月末において債務超過を解消する場合には、当社普通株式は、平成26年6月の定時株主総会における計算書類の内容の報告と有価証券報告書の提出をもって同年3月期において債務超過を解消したとして債務超過に係る猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

<訂正後>

（前略）

また、事業再生計画には、平成26年3月末までの債務超過の解消を目的とする資本増強策として、本件第三者割当が記載されております。しかしながら、本件第三者割当の引受けの依頼先として当社が想定しているのは、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みであることを踏まえ、当社は想定される割当予定先との間の交渉を有価証券届出書の提出後に行うこととしており、本有価証券届出書の訂正届出書の提出時点において、割当予定先及び発行条件はいずれも未定です。今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先は平成25年7月中旬に決定する予定であります。また、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれるため、発行条件の最終的な決定についても平成25年7月中旬を予定しております。

事業再生ADR手続において当社の事業再生計画が承認されず、事業再生ADR手続が成立しなかった場合には、上場廃止に係る猶予期間が満了し当社普通株式の上場は廃止されます。このため、本件第三者割当は、事業再生ADR手続が成立することをその条件の一つとしておりましたが、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容に含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしましたため、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経て、平成25年5月15日付で1年間の猶予期間の延長が認められました。また、平成25年4月26日開催の取締役会において、当社は、劇場「御園座」を構える御園座会館を売却する契約を積水ハウスと締結すること及び売却代金の一部をもって既存借入金を完済することを決議し、同年5月1日に取引先金融機関からの借入金の全額の返済を行いました。

なお、割当予定先が未定であることから、今後、割当予定先の引受額の合計が当社の想定に対して著しく不足する可能性がないとはいえ、かかる場合には、事業再生計画の達成に重大な影響を及ぼす可能性があり、さらには本件第三者割当の延期又は中止を余儀なくされる可能性があります。本件第三者割当の延期又は中止の場合には、平成26年3月末において債務超過を解消できず、当社普通株式が上場廃止となる可能性があります。他方、本件第三者割当に係る払込が完了し、平成26年3月末において債務超過を解消する場合には、当社普通株式は、平成26年6月の定時株主総会における計算書類の内容の報告と有価証券報告書の提出をもって同年3月期において債務超過を解消したとして債務超過に係る猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

<訂正前>

本件第三者割当においては、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当社は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしたので、有価証券届出書の提出時点において、割当予定先は未定です。

今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先の一部については早ければ平成25年5月頃に決定する可能性があります。もっとも、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれ、割当予定先及び発行条件の最終的な決定については平成25年7月中旬を予定しております。

（後略）

<訂正後>

本件第三者割当においては、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当社は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、本有価証券届出書の訂正届出書の提出時点において、割当予定先は未定です。

今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先は平成25年7月中旬旬に決定する予定であります。また、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれ、発行条件の最終的な決定についても平成25年7月中旬旬を予定しております。

（後略）

3【発行条件に関する事項】

<訂正前>

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、平成25年7月中旬旬となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。当社の現状を踏まえると、割当予定先との交渉次第では、発行価額が「特に有利な金額」に該当する可能性がありますので、「特に有利な金額」とすることについて株主の皆様からのご承認をいただく必要がありますが、上記のとおり発行価額の決定は平成25年7月中旬旬となることが見込まれますので、当社は、発行価額の最終的な決定に先立ち、本件第三者割当に関する発行価額の下限につき株主の皆様から特別決議による承認をいただくべく、平成25年6月28日開催予定の定時株主総会において、これを諮る予定です。発行価額の下限とすべき金額及び当該金額の算出に向けた考え方については、定時株主総会を招集する際に、その時点までの割当予定先との交渉を踏まえて決定の上、追って開示いたします。

払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方は、今後、発行条件が決定次第、速やかに開示いたします。

<訂正後>

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、平成25年7月中旬旬となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。

払込金額については、当社の現状及び現在出資を依頼している割当予定先との間の交渉を踏まえ、発行条件の決定日（以下「発行条件決定日」といいます。）の前営業日の終値（株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値をいいます。以下同じ。）又は発行条件決定日に先立つ1か月、3か月若しくは6か月における終値の平均値のうち最も低い価額を基準に、10%から20%の範囲でディスカウントした金額とすることが合理的であると考えております。上記方式により算出される払込金額は、会社法に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があります。その場合には取締役会限りで募集事項の決定を行うことができず、本件第三者割当に関する割当予定先との交渉が調ったとしても、機動的な募集株式の発行が阻害されるおそれがあります。このため、本件株主総会議案において払込金額の下限を100円としたうえで募集事項の決定について当社取締役会が委任を受け、今後の機動的な募集株式の発行に備えることを提案しております。

上記払込金額の下限は、平成25年5月27日の当社株式の終値に対して30.56%ディスカウントされた金額であり、同日に先立つ1か月、3か月及び6か月における終値の平均値からのディスカウントもそれぞれ29.85%、30.65%及び25.23%でありますので、発行条件決定日時点の株価の水準によるものの、かかる下限は、会社法第200条第2項に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があるものと考えられます。もっとも、当社は既に債務超過に陥っており、株式価値の維持に不可欠な上場維持を実現するためには、平成26年3月末までの債務超過の解消を目指した増資が必須であることや、事業再建のためには、当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することが不可欠であり、積水ハウスによる御園座会館の再開を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得するためには、金融機関に対して将来の借入れを依頼することに加え、資本の増強が必要であることから、第三者割当により資金調達を行うことが最善の策であると考えられる一方、当社の財務諸表には継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されており、時価による新株式の引受けを期待

し難い状況にあるため、株価次第で当該下限の払込金額で募集をすることが必要であると考えております。

なお、発行条件決定日において上記方式により算出される金額が払込金額の下限である100円を下回る場合には、当社取締役会は、株主総会による当社取締役会への委任にかかわらず、当社取締役会が有する権限及び裁量の範囲内で本件第三者割当の募集事項を決定することがあります。

払込金額を含む発行条件については、発行条件決定日までの割当予定先との交渉を踏まえて最終的に決定されます。払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方は、今後、発行条件が最終的に決定次第、速やかに開示いたします。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

<訂正前>

平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数22,500,000株に係る議決権の総数は22,376個です。本件第三者割当により発行される新規発行株式の数及び議決権数は未定であるものの、前記「1 新規発行株式」記載の発行数を全て発行した場合には、新規発行株式の数及び議決権数は30,000,000株及び30,000個となりますので、当該新株式数の平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合は133.3%、当該新規発行株式に係る議決権数の同日現在の当社議決権総数に対する割合は134.1%となり、本件第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本件第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意事項」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

<訂正後>

平成25年3月31日現在の当社の発行済株式総数22,500,000株に係る議決権の総数は22,381個です。本件第三者割当により発行される新規発行株式の数及び議決権数は未定であるものの、前記「1 新規発行株式」記載の発行数を全て発行した場合には、新規発行株式の数及び議決権数は34,000,000株及び34,000個となりますので、当該新株式数の平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数に対する割合は151.1%、当該新規発行株式に係る議決権数の同日現在の当社議決権総数に対する割合は151.9%となり、本件第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本件第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意事項」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

<訂正前>

(前略)

(注)1. 本件第三者割当前の大株主構成は、平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注)1. 本件第三者割当前の大株主構成及び総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(後略)

6【大規模な第三者割当の必要性】

<訂正前>

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

（前略）

当社は、このような事業環境のもと、平成21年8月に経営の立て直しと業績向上を目的として「経営再生プロジェクト」を発足させ、最大限の努力をしまいましたが、当社の業績を抜本的に改善するには至らず、平成19年3月期より6期連続で連結当期純損失を計上した結果、平成24年3月期には約218百万円の連結債務超過（純資産額合計から少数株主持分を控除した金額は約338百万円）、平成25年3月期第3四半期には約416百万円の連結債務超過（純資産額合計から少数株主持分を控除した金額は約553百万円）に陥りました。また、長期借入金の返済を進めることが困難な状況となったことから、長期借入先金融機関5社（債務総額：700百万円）に対して、平成22年9月以降、5回にわたり、返済停止及び停止期限の延長を要請いたしました。

（中略）

現在の劇場「御園座」を構える御園座会館は、老朽化の問題に直面しており、耐震基準を満たしていないことから、遅くとも平成27年までに建て替え又は大規模修繕が必要です。また、御園座会館は、需要が拡大しているミュージカル上演に不可欠な設備を有していないため、若年層の観客を取り込む機会を創出できず、ビジネスモデルの転換を図れない状況にあります。今般の事業再生計画において、当社は、このような状況を踏まえ、以下の施策を実施することを決定いたしました。当社は、事業再生ADR手続の成立後、劇場「御園座」を構える御園座会館を売却する契約を積水ハウスと締結し、売却代金の一部をもって既存借入金を完済することを表明しております。当社は、その後、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得することを企図しております。

（中略）

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開発された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であると考え、一方、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております。

これら2つの観点から、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をはじめとする金融機関に対して将来の借入れを依頼することに加え、第三者割当により資金調達を行って資本を増強することが、必要とする資金及び資本を確実に迅速に充足するための最善の策であるとの結論に至りました。

なお、本件第三者割当に際しては、株主割当増資や公募増資等、第三者割当以外の資金調達方法も検討しましたが、当社が債務超過に陥っていること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案し、事業再生計画を実現するための資金調達は、当社の再建に賛同いただける、地元中部地区の企業や自治体、個人の方々等を割当予定先とする第三者割当によるほかはないものと判断いたしました。

なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしましたため、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経て、平成25年5月15日付で1年間の猶予期間の延長が認められました。また、平成25年4月26日開催の取締役会において、当社は、劇場「御園座」を構える御園座会館を売却する契約を積水ハウスと締結すること及び売却代金の一部をもって既存借入金を完済することを決議いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本件第三者割当により最大で30,000,000株の新株式が発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数22,500,000株に対し133.3%（平成24年9月30日現在の議決権総個数22,376個に対しては134.1%）となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は希薄化することとなります。

しかしながら、上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件第三者割当を当社の計画どおり実施することができれば債務超過が解消されるために、現在上場廃止基準に抵触しているところ、株式価値の維持に不可欠な上場維持が実現すること、また、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得することで当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することができること等から、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本件第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ただし、本件第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上と見込まれる希薄化を生じさせることを内容としておりますので、平成25年6月28日開催予定の当社の定時株主総会において、募集株式の数の上限及び払込金額（発行価額）の下限について、既存株主の皆様にご承認をいただくことを条件として実行することとしておりま

す。

<訂正後>

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

(前略)

当社は、このような事業環境のもと、平成21年8月に経営の立て直しと業績向上を目的として「経営再生プロジェクト」を発足させ、最大限の努力をしてみましたが、当社の業績を抜本的に改善するには至らず、平成19年3月期より平成25年3月期まで7期連続で連結当期純損失を計上した結果、平成24年3月期には約218百万円の連結債務超過（純資産額合計から少数株主持分を控除した金額は約338百万円）、平成25年3月期には約1,604百万円の連結債務超過（純資産額合計から少数株主持分を控除した金額は約1,716百万円）に陥りました。また、長期借入金の返済を進めることが困難な状況となったことから、長期借入先金融機関5社（債務総額：700百万円）に対して、平成22年9月以降平成24年9月までの5回にわたり、返済停止及び停止期限の延長を要請いたしました。

(中略)

現在の劇場「御園座」を構える御園座会館は、老朽化の問題に直面しており、耐震基準を満たしていないことから、遅くとも平成27年までに建て替え又は大規模修繕が必要です。また、御園座会館は、需要が拡大しているミュージカル上演に不可欠な設備を有していないため、若年層の観客を取り込む機会を創出できず、ビジネスモデルの転換を図れない状況にあります。今般の事業再生計画において、当社は、このような状況を踏まえ、事業再生ADR手続の成立後、劇場「御園座」を構える御園座会館を売却する契約を積水ハウスと締結し、売却代金の一部をもって既存借入金を完済した後、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得することを企図しております。

(中略)

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開発された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であると考え、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識し、これら2つの観点から、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をはじめとする金融機関に対して将来の借入金を依頼することに加え、第三者割当により資金調達を行って資本を増強することが、必要とする資金及び資本を確実かつ迅速に充足するための最善の策であるとの結論に至りました。

なお、本件第三者割当に際しては、株主割当増資や公募増資等、第三者割当以外の資金調達方法も検討いたしました。当社が債務超過に陥っていること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案し、事業再生計画を実現するための資金調達は、当社の再建に賛同いただける、地元中部地区の企業や自治体、個人の方々等を割当予定先とする第三者割当によるほかはないものと判断いたしました。

なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしましたため、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経て、平成25年5月15日付で1年間の猶予期間の延長が認められました。また、平成25年4月26日開催の取締役会において、当社は、劇場「御園座」を構える御園座会館を売却する契約を積水ハウスと締結すること及び売却代金の一部をもって既存借入金を完済することを決議し、同年5月1日に取引先金融機関からの借入金の全額の返済を行いました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本件第三者割当により最大で34,000,000株の新株式が発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数22,500,000株に対し151.1%（平成25年3月31日現在の議決権総個数22,381個に対しては151.9%）となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は希薄化することとなります。

しかしながら、上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件第三者割当を当社の計画どおり実施することができれば債務超過が解消されるために、現在上場廃止基準に抵触しているところ、株式価値の維持に不可欠な上場維持が実現すること、また、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇

場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得することで当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することができること等から、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本件第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ただし、本件第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上と見込まれる希薄化を生じさせることを内容としておりますので、平成25年6月28日開催予定の当社の定時株主総会において、募集株式の数の上限及び払込金額(発行価額)の下限について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただくことを条件として実行することとしております。当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、本件株主総会議案で提案する払込金額の下限を100円とすることを決議しています。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

<訂正前>

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第122期、提出日平成24年6月28日)及び四半期報告書(第123期第3四半期、提出日平成25年2月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月15日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

[事業等のリスク]

当社グループ事業その他に関するリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月15日)現在において当社グループが判断したものであります。

(中略)

(8) 事業再構築について

当社グループは、現在、劇場事業、不動産賃貸事業及び老人ホーム事業を運営しておりますが、平成25年3月18日に公表のとおり、今後は経営資源を劇場事業に集中させていくことを決定し、不動産賃貸事業からは平成25年3月末をもって撤退する見込みであり、また、老人ホーム事業においても然るべき継承先に事業を継承する将来の時点においてかかる事業から撤退する見込みであります。不動産賃貸事業と老人ホーム事業からの撤退後は、当社グループは株式会社御園座単独による劇場事業のみを運営する体制に移行する予定です。

当社の創業事業であり主力事業である劇場事業においては、平成25年2月14日に正式申込みを行い平成25年4月26日に成立した事業再生ADR手続の中で承認の決議がなされた事業再生計画に従って、当社は御園座会館を平成25年9月に積水ハウスに売却し、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て劇場併設型分譲マンションとなった新建物の劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得する予定です。これは、会館老朽化の問題と、オーケストラピットの不備のために成長分野であるミュージカル公演を上演出来ずに若年層顧客を取り込めなかった設備上の問題を、劇場再開発によって解消することを企図していますが、現御園座会館の売却後平成30年7月に予定される劇場部分の区分所有権の取得までの間は、当社の本拠となる劇場を有しないこととなります。当社は、この再開発期間中においても近隣の代替施設を賃借することで興行を継続する予定ですが、代替施設の設備上の制約や地理的条件、さらには賃借可能性の限定等により、興行期間や入場者数が大きく影響を受ける可能性があります。

また、現御園座会館の閉鎖を契機に固定費を要するビジネスモデルから変動費型ビジネスモデルに転換する予定ですが、新ビジネスモデルの業務フローが確立するまでの間に安定的に事業運営を行うことが出来ない場合は、計画外の費用が発生し、収益が予想よりも悪化する可能性があります。

(後略)

<訂正後>

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第122期、提出日平成24年6月28日)及び四半期報告書(第123期第3四半期、提出日平成25年2月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月28日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

[事業等のリスク]

当社グループ事業その他に関するリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

(中略)

(8) 事業再構築について

当社グループは、現在、劇場事業、不動産賃貸事業及び老人ホーム事業を運営しておりますが、平成25年3月18日に公表のとおり、今後は経営資源を劇場事業に集中させていくことを決定し、不動産賃貸事業からは平成25年3月末をもって撤退する見込みであり、また、老人ホーム事業においても然るべき継承先に事業を継承する将来の時点においてかかる事業から撤退する見込みであります。不動産賃貸事業と老人ホーム事業からの撤退後は、当社グループは株式会社御園座単独による劇場事業のみを運営する体制に移行する予定です。なお、当社は、平成25年5月28日、当社グループの老人ホーム事業の承継先となるのぞみ株式会社との間で、平成25年8月をもって同事業を譲渡する旨を合意いたしました。

当社の創業事業であり主力事業である劇場事業においては、平成25年2月14日に正式申込みを行い平成25年4月26日に成立した事業再生ADR手続の中で承認の決議がなされた事業再生計画に従って、当社は御園座会館を平成25年9月に積水ハウスに売却し、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て劇場併設型分譲マンションとなった新建物の劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得する予定です。これは、会館老朽化の問題と、オーケストラピットの不備のために成長分野であるミュージカル公演を上演出来ずに若年層顧客を取り込めなかった設備上の問題を、劇場再開発によって解消することを企図していますが、現御園座会館の売却後平成30年7月に予定される劇場部分の区分所有権の取得までの間は、当社の本拠となる劇場を有しないことになります。当社は、この再開発期間中においても近隣の代替施設を賃借することで興行を継続する予定ですが、代替施設の設備上の制約や地理的条件、さらには賃借可能性の限定等により、興行期間や入場者数が大きく影響を受ける可能性があります。

また、現御園座会館の閉鎖を契機に固定費を要するビジネスモデルから変動費型ビジネスモデルに転換する予定ですが、新ビジネスモデルの業務フローが確立するまでの間に安定的に事業運営を行うことが出来ない場合は、計画外の費用が発生し、収益が予想よりも悪化する可能性があります。

(後略)

2 臨時報告書の提出について

< 訂正前 >

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第122期)の提出日(平成24年6月28日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月15日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(後略)

< 訂正後 >

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第122期)の提出日(平成24年6月28日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月28日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(後略)